

競売申立書添付書類等一覧表

令和元年10月1日現在

鳥取地方裁判所 本庁・米子支部 不動産競売係

郵便切手合計16,250円(内訳は次のとおり)		
500円×20枚=10,000円	20円×20枚=400円	
100円×10枚=1,000円	10円×20枚=200円	
94円×20枚=1,880円	5円×10枚=50円	
84円×20枚=1,680円	2円×20枚=40円	
50円×20枚=1,000円		
申立手数料(収入印紙)		
◇ 強制競売	・ 請求権1個につき4,000円	(4,000円×債務名義数×債務者数)
◇ 担保不動産競売	・ 担保権1個につき4,000円	※ 共同担保は1個と数える。
民事執行予納金		
◇ 申立不動産5筆まで50万円(5筆を超えるとき5筆までごとに10万円追加) ※ 申立後、裁判所から保管金提出書を送付しますので、予納してください。 なお、物件の画地条件、規模形状により、金額を変更することがあります。		
登録免許税(差押登記用)		
◇ 請求債権目録記載の確定金額の合計(ただし、根抵当権実行の場合は極度額が限度)の1,000円未満を切り捨てた額につき1,000分の4(100円未満切り捨て)に相当する収入印紙(税務署・日本銀行取扱銀行等での現金納付の場合はその領収証書)		
提出書類【◆については発行後1か月以内のもの】		
◇ 執行力ある債務名義の正本及び送達証明書(強制競売の場合)	原本	各1
◇ 債務名義に更正決定(処分)があるときは、同正本、同送達証明書、確定証明書(強制競売の場合)		
◆ 資格証明書(申立債権者が法人の場合)		
◆ 下記物件の登記事項証明書(全部事項証明書)又は登記簿謄本 ・ 申立物件 ・ 申立土地上の件外建物 ・ 申立建物(マンションを含む)の敷地である件外土地	原本 写し	各1 各2
◆ 固定資産公課証明書		
◆ 個人番号(マイナンバー)が記載されていない住民票(債務者又は所有者が個人の場合)		
◆ 資格証明書(債務者又は所有者が法人の場合)		
◆ 不動産登記法14条地図又は公図(地上建物のみ)の申立の場合も必要) (※)		
◆ 地積測量図(※)		
◆ 建物図面(※)		
◆ 各階平面図(※) ※「オンライン登記情報提供制度」で取り寄せたものでも可		
◇ 不動産競売事件の進行等に関する報告書		
◇ 現地案内図	写し	3
目録		
◇ 請求債権目録(担保権・被担保債権・請求債権目録)	写し	1
その他の書類(該当する場合)		
◇ 代理人許可申請書(手数料=収入印紙500円) ・ 委任状 ・ 代理人と申立債権者との関係を証する書面(社員証明書等)	原本	各1
◇ 競売手続続行決定申立書(競売申立と同時に) ※ 申立物件に税務署、総合事務所及び市町村等の滞納処分による差押登記がある場合	原本	1